障害者サービス万全に

対応事例を組織全体で共有
不自由さ体感する職員研修

障害を理由に行政機関や民間事業者がサービス提供を拒否することを禁止する障害者差別解消法が来年4月施行されるのを前に、京都市障害者施策推進審議会は、市職員ら向けの障害者への対応要領を市に答申した。障害に配慮する環境の整備や、対応事例の活用、職員への研修などを盛り込んだ。

法施行へ審議会　京都市に提言

藤田副市長(左)に答申を手渡す加藤会長
(京都市中京区・市役所)

答申では、障害者に差別によるサービスの拒否や制限をしないよう、市職員に求めた。印刷物やイベントの開催時には、さまざまな障害がある人たちに内容が伝わるように、点字化や音声化、手話通訳や要約筆記、絵やイラストを用いるなどの配慮が必要とした。

市の各部署が障害者の相談に対応した事例を障害保健福祉推進室が集約し、市の組織全体に定期的に知らせる仕組みも新たに設けることを提言。職員向け研修や講師派遣で、障害者やその家族らに協力してもらうほか、障害者の不自由さを体感する内容にするなどの工夫を求めた。

会長の加藤博史龍谷大短期大学部教授が25日に中京区の市役所で、藤田裕之副市長に答申を渡した。市は来年1月中に対応要領を策定する予定。要領とは別に、具体的なケースを想定した事例集も作る。(岡田幸治)

H27.12.27 京都新聞